

保護者の皆様

きららおひさまこども園

### 感染性疾患について（お願い）

学校保健安全法施行規則第 18 条による感染症にかかった場合は、集団での感染を広げないことが大切です。

下記の病気については完全に治るまで、医師の診断を受けてから登園しましょう。

#### <主な病名>

- ・インフルエンザ ・百日咳 ・麻疹（はしか） ・風疹（3日はしか） ・水痘（水ぼうそう） ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・結核 ・咽頭結膜熱（プール熱） ・腸管出血性大腸菌感染症 ・感染性胃腸炎（ノロウイルス ロタウイルス） ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・溶連菌感染症 ・マイコプラズマ感染症 ・髄膜炎菌性髄膜炎
- ・その他の感染症（ヘルパンギーナ・手足口病・伝染性膿痂疹・水いぼ・などで、医師が出席停止が必要と判断した場合）

----- きりとりせん -----

## 治 癒 証 明 書

園児名 \_\_\_\_\_

上記園児の（ \_\_\_\_\_ ）は治癒し、伝染の恐れがないことを証明します。

\_\_\_\_月 \_\_\_\_日からの登園はさしつかえありません。

平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

\_\_\_\_\_  
医師名 印